

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

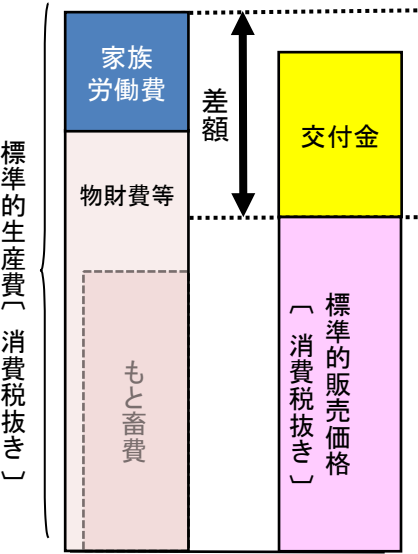
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年12月支払分:10月販売牛)



品種	区域	交付金単価 (概算払)
肉専用種	北海道	175,945
	東北	青森県 123,617
		岩手県 91,378
		宮城県 129,959
		秋田県 117,739
		山形県 99,922
		福島県 119,352
	関東	茨城県 133,983
		栃木県 132,058
		群馬県 138,567
		埼玉県 127,390
		千葉県 113,957
		東京都 96,186
		神奈川県 127,477
		山梨県 74,607
		長野県 109,173
		静岡県 121,316

品種	区域	交付金単価 (概算払)
肉専用種	北陸	新潟県 46,475
		富山県 20,647
		石川県 ☆ ー
		福井県 7,808
		岐阜県 ー
	東海	愛知県 ー
		三重県 ー
		滋賀県 104,170
	近畿	京都府 105,160
		大阪府 81,739
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 107,201
		和歌山県 45,379
	中国	鳥取県 128,817
		島根県 112,267
		岡山県 105,815
		広島県 126,430
		山口県 116,363

品種	区域	交付金単価 (概算払)
肉専用種	四国	徳島県 104,663
		香川県 114,157
		愛媛県 64,754
		高知県 21,270
		福岡県 131,531
	九州	佐賀県 127,824
		長崎県 127,069
		熊本県 132,393
		大分県 117,191
		宮崎県 121,911
		鹿児島県 118,802
	沖縄県	ー
交雑種		44,598
乳用種		ー

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 概算払では、配合飼料価格安定制度での補填の有無が未確定のため、過払い防止の観点から7,000円/頭を控除。四半期の最終月の交付金で精算。
注3: 交付金単価の小数点以下については切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

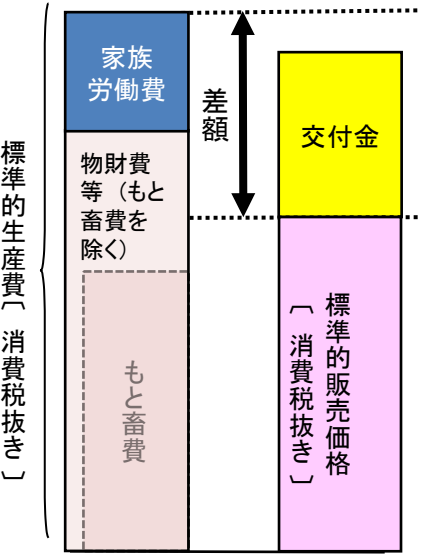
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年11月支払分:9月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		128,736
	東北	青森県	158,334
		岩手県	132,578
		宮城県	160,290
		秋田県	170,163
		山形県	120,626
		福島県	161,104
		関東	茨城県
	栃木県		161,763
	群馬県		167,997
	埼玉県		164,652
	千葉県		143,604
	東京都		136,229
	神奈川県		154,491
	山梨県		144,200
長野県	160,883		
静岡県	154,728		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	74,434
		富山県	82,021
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	101,710
		三重県	102,804
	近畿	滋賀県	145,166
		京都府	139,282
		大阪府	91,772
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	137,122
		和歌山県	100,807
	中国	鳥取県	116,704
		島根県	103,401
		岡山県	100,564
広島県		102,686	
山口県		91,240	

		(円／頭)	
品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	63,960
		香川県	58,217
		愛媛県	60,765
		高知県	19,315
	九州	福岡県	112,852
		佐賀県	107,762
		長崎県	106,428
		熊本県	118,997
		大分県	111,573
		宮崎県	113,262
		鹿児島県	97,872
	沖縄県		—
交雑種		45,248	
乳用種		—	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

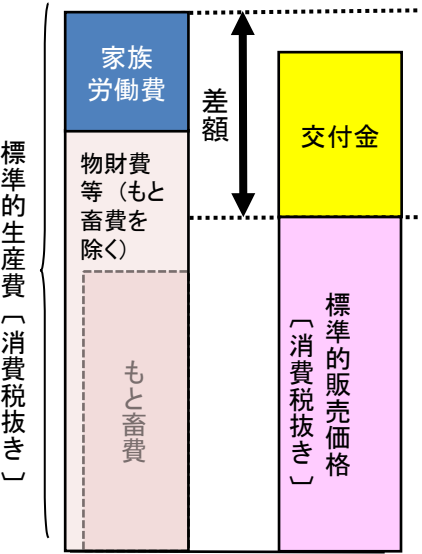
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年10月支払分:8月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種		北海道	182,514
	東北	青森県	167,719
		岩手県	141,962
		宮城県	169,674
		秋田県	179,547
		山形県	130,010
		福島県	170,488
	関東	茨城県	179,600
		栃木県	174,731
		群馬県	180,965
		埼玉県	177,620
		千葉県	156,572
		東京都	149,197
		神奈川県	167,459
		山梨県	157,168
		長野県	173,851
	静岡県	167,696	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	69,759
		富山県	77,346
		石川県 ☆	—
		福井県	65,595
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	104,126
		三重県	105,221
	近畿	滋賀県	111,965
		京都府	106,081
		大阪府	58,571
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	103,921
		和歌山県	67,606
	中国	鳥取県	124,846
		島根県	111,543
		岡山県	108,707
広島県		110,828	
山口県		99,383	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	114,974
		香川県	109,230
		愛媛県	111,779
		高知県	70,329
	九州	福岡県	129,318
		佐賀県	124,228
		長崎県	122,894
		熊本県	135,464
		大分県	128,039
		宮崎県	129,729
		鹿児島県	114,339
		沖縄県	—

交雑種	56,643
乳用種	32,548

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

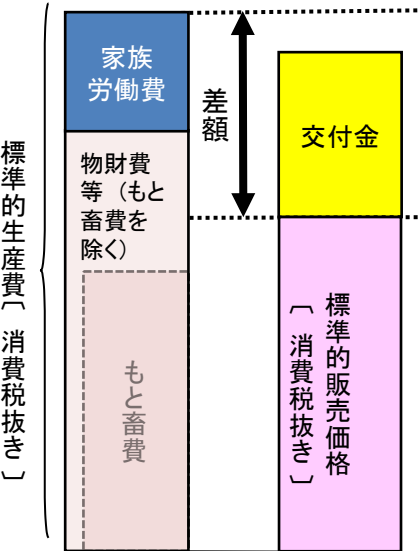
- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年9月支払分:7月販売牛)

(円／頭)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		128,944
	東北	青森県	93,461
		岩手県	67,704
		宮城県	95,416
		秋田県	105,289
		山形県	55,752
		福島県	96,230
	関東	茨城県	112,665
		栃木県	107,796
		群馬県	114,029
		埼玉県	110,685
		千葉県	89,636
		東京都	82,261
		神奈川県	100,524
		山梨県	90,232
		長野県	106,916
		静岡県	100,760

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県 ☆	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	56,693
		三重県	57,787
	近畿	滋賀県	99,340
		京都府	93,457
		大阪府	45,947
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	91,297
		和歌山県	54,982
	中国	鳥取県	77,537
		島根県	64,234
		岡山県	61,397
		広島県	63,518
		山口県	52,073

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	68,050
		香川県	62,306
		愛媛県	64,855
		高知県	23,405
	九州	福岡県	82,566
		佐賀県	77,476
		長崎県	76,142
		熊本県	88,711
		大分県	81,287
		宮崎県	82,976
		鹿児島県	67,586
		沖縄県	

交雑種	45,701
乳用種	37,302

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

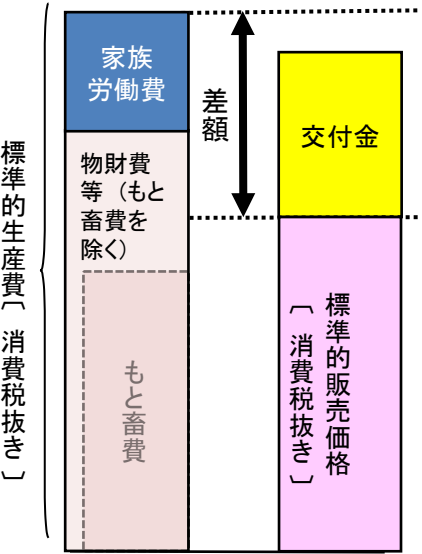
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年8月支払分:6月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	117,326
	東北	青森県 80,827
		岩手県 45,020
		宮城県 76,044
		秋田県 76,880
		山形県 40,658
		福島県 81,439
	関東	茨城県 87,864
		栃木県 84,605
		群馬県 94,118
		埼玉県 82,390
		千葉県 56,484
		東京都 59,628
		神奈川県 74,988
		山梨県 30,029
		長野県 72,785
		静岡県 75,113

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 —
		富山県 3,659
		石川県 ☆ —
		福井県 —
		岐阜県 ☆ —
	東海	愛知県 63,492
		三重県 59,495
		滋賀県 78,028
	近畿	京都府 84,584
		大阪府 51,351
		兵庫県 ☆ —
		奈良県 130,802
	中国	和歌山県 86,369
		鳥取県 47,350
		島根県 29,768
		岡山県 13,689
		広島県 33,278
		山口県 29,093

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 50,191
		香川県 63,892
		愛媛県 37,754
		高知県 —
		福岡県 49,152
	九州	佐賀県 50,449
		長崎県 47,807
		熊本県 48,910
		大分県 44,146
		宮崎県 54,473
	沖縄県	鹿児島県 50,347
		沖縄県 —
	交雑種 45,225	
	乳用種 32,263	

注1：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

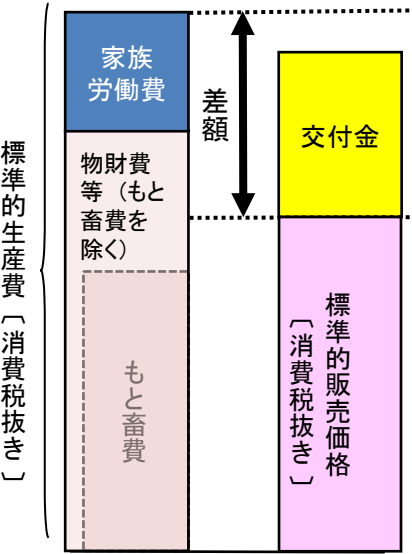
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年7月支払分:5月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		122,208
	東北	青森県	73,795
		岩手県	37,987
		宮城県	69,011
		秋田県	69,847
		山形県	33,626
		福島県	74,407
	関東	茨城県	78,205
		栃木県	74,945
		群馬県	84,459
		埼玉県	72,730
		千葉県	46,824
		東京都	49,968
		神奈川県	65,328
		山梨県	20,369
		長野県	63,125
		静岡県	65,453

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	93,140
		三重県	89,143
	近畿	滋賀県	53,672
		京都府	60,228
		大阪府	26,996
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	106,446
		和歌山県	62,013
	中国	鳥取県	69,539
		島根県	51,957
		岡山県	35,879
広島県		55,468	
山口県		51,283	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	18,194
		香川県	31,895
		愛媛県	5,757
		高知県	—
	九州	福岡県	29,274
		佐賀県	30,571
		長崎県	27,930
		熊本県	29,032
		大分県	24,269
		宮崎県	34,595
		鹿児島県	30,470
	沖縄県		—

交雑種	13,934
乳用種	45,099

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

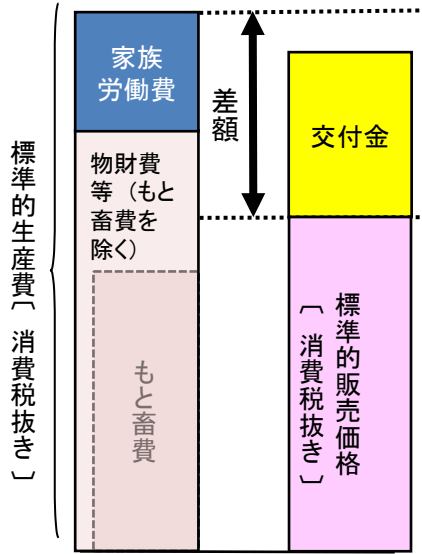
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年6月支払分:4月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		50,758
	東北	青森県	11,065
		岩手県	—
		宮城県	6,281
		秋田県	7,117
		山形県	—
		福島県	11,677
	関東	茨城県	24,353
		栃木県	21,093
		群馬県	30,607
		埼玉県	18,878
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	11,477
		山梨県	—
		長野県	9,274
静岡県		11,602	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	12,860
		三重県	8,863
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	24,553
		島根県	6,971
岡山県		—	
広島県		10,481	
山口県		6,296	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	2,778
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	45,048

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

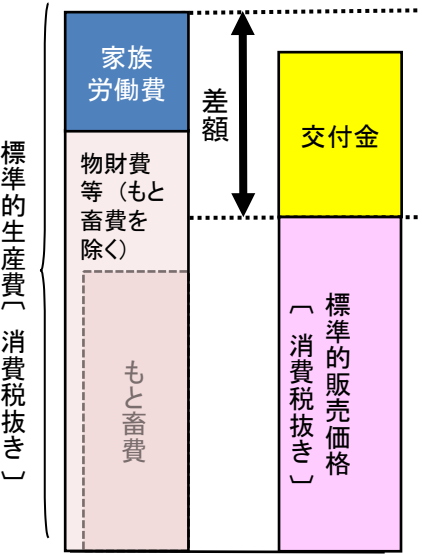
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年5月支払分:3月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	125,613
	東北	青森県 102,242
		岩手県 61,967
		宮城県 87,004
		秋田県 87,876
		山形県 46,410
		福島県 95,283
	関東	茨城県 89,447
		栃木県 84,158
		群馬県 105,982
		埼玉県 83,018
		千葉県 69,564
		東京都 70,691
		神奈川県 95,637
		山梨県 104,854
		長野県 93,341
		静岡県 87,062

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 11,436
		富山県 32,145
		石川県 18,796
		福井県 30,287
		岐阜県 ☆ ー
	東海	愛知県 79,360
		三重県 60,851
		滋賀県 113,018
	近畿	京都府 96,147
		大阪府 65,320
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 83,642
		和歌山県 87,856
	中国	鳥取県 83,954
		島根県 66,469
		岡山県 50,601
		広島県 67,451
		山口県 61,584

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 57,587
		香川県 63,162
		愛媛県 39,515
		高知県 12,920
		福岡県 81,030
	九州	佐賀県 85,765
		長崎県 89,204
		熊本県 86,608
		大分県 85,713
		宮崎県 93,717
		鹿児島県 89,708
	沖縄県	ー
	交雑種	10,440
	乳用種	56,793

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

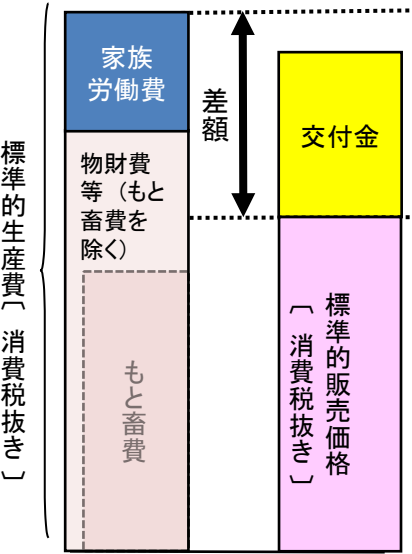
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年4月支払分:2月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	127,548
	東北	青森県 99,430
		岩手県 59,155
		宮城県 84,192
		秋田県 85,064
		山形県 43,599
		福島県 92,471
		茨城県 99,497
		栃木県 94,208
	関東	群馬県 116,033
		埼玉県 93,068
		千葉県 79,614
		東京都 80,742
		神奈川県 105,687
		山梨県 114,904
		長野県 103,391
		静岡県 97,113

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 56,351
		富山県 77,060
		石川県 ☆ ー
		福井県 ☆ ー
	東海	岐阜県 ☆ ー
		愛知県 58,259
		三重県 39,749
		滋賀県 19,406
	近畿	京都府 2,534
		大阪府 ー
		兵庫県 ー
		奈良県 ー
	中国	和歌山県 ー
		鳥取県 103,336
		島根県 85,851
		岡山県 69,983
		広島県 86,834
		山口県 80,967

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 42,458
		香川県 48,033
		愛媛県 24,386
		高知県 ー
	九州	福岡県 73,310
		佐賀県 78,044
		長崎県 81,483
		熊本県 78,998
		大分県 77,993
		宮崎県 85,997
		鹿児島県 81,988
	沖縄県	14,630
	交雑種	46,034
	乳用種	45,993

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

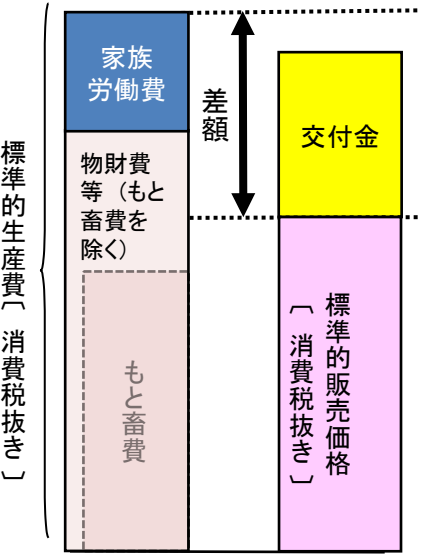
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年3月支払分:1月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	105,317
	東北	青森県 73,164
		岩手県 32,889
		宮城県 57,926
		秋田県 58,798
		山形県 17,332
		福島県 66,205
	関東	茨城県 75,753
		栃木県 70,465
		群馬県 92,289
		埼玉県 69,324
		千葉県 55,870
		東京都 56,998
		神奈川県 81,943
		山梨県 91,160
		長野県 79,647
		静岡県 73,369

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 32,153
		富山県 52,862
		石川県 39,512
		福井県 51,003
		岐阜県 ☆ ー
	東海	愛知県 83,039
		三重県 64,530
		滋賀県 53,374
		京都府 36,502
	近畿	大阪府 5,675
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 23,998
		和歌山県 28,211
		鳥取県 55,134
	中国	島根県 37,649
		岡山県 21,781
		広島県 38,632
		山口県 32,765

品種	区域	交付金単価 (円／頭)
肉専用種	四国	徳島県 36,085
		香川県 41,659
		愛媛県 13,111
		高知県 ー
		福岡県 56,004
	九州	佐賀県 60,739
		長崎県 64,178
		熊本県 61,583
		大分県 60,688
		宮崎県 68,692
		鹿児島県 64,683
	沖縄県	9,399
	交雑種	12,947
	乳用種	43,471

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

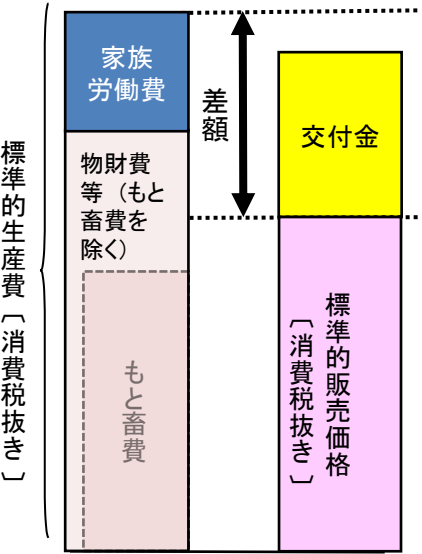
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年2月支払分:12月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		52,936
	東北	青森県	24,188
		岩手県	－
		宮城県	29,181
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	7,820
	関東	茨城県	31,705
		栃木県	17,168
		群馬県	37,636
		埼玉県	22,550
		千葉県	3,165
		東京都	4,755
		神奈川県	34,264
		山梨県	26,763
		長野県	28,596
		静岡県	29,556

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	7,699
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	10,076
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

完牛)

		(円／頭)	
品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	5,818
		佐賀県	5,558
		長崎県	13,567
		熊本県	16,078
		大分県	16,721
		宮崎県	21,281
		鹿児島県	8,389
	沖縄県		—
交雑種		—	
乳用種		49,166	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

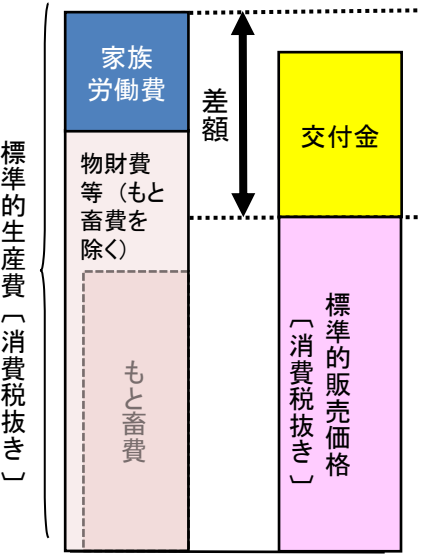
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年1月支払分:11月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		53,399
	東北	青森県	11,612
		岩手県	—
		宮城県	16,604
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	44,026
		栃木県	29,489
		群馬県	49,957
		埼玉県	34,871
		千葉県	15,486
		東京都	17,076
		神奈川県	46,585
		山梨県	39,084
		長野県	40,917
		静岡県	41,877

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	16,929
		三重県	—
	近畿	滋賀県	50,087
		京都府	29,127
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	5,854
		和歌山県	14,406
	中国	鳥取県	29,381
		島根県	14,819
		岡山県	—
		広島県	4,621
		山口県	12,053

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	19,005
		佐賀県	18,745
		長崎県	26,754
		熊本県	29,265
		大分県	29,909
		宮崎県	34,469
		鹿児島県	21,577
沖縄県		—	

交雑種	1,766
乳用種	36,965

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

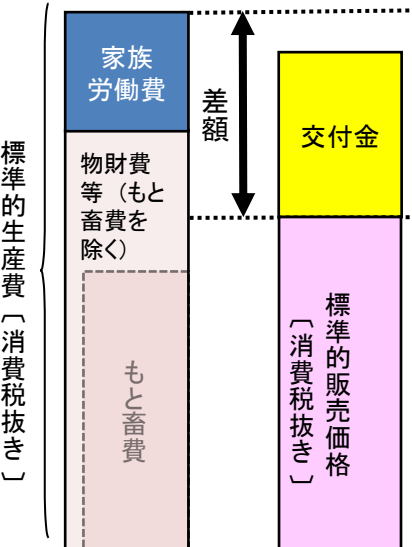
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年12月支払分:10月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	東北	北海道	57,655
		青森県	32,694
		岩手県	—
		宮城県	37,687
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	16,326
	関東	茨城県	43,545
		栃木県	29,007
		群馬県	49,476
		埼玉県	34,390
		千葉県	15,005
		東京都	16,594
		神奈川県	46,103
		山梨県	38,603
		長野県	40,435
		静岡県	41,396

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	34,428
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	70,182
		島根県	55,620
		岡山県	23,765
		広島県	45,421
		山口県	52,853

			(円／頭)
品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	32,107
		香川県	35,945
		愛媛県	13,813
		高知県	—
		福岡県	29,695
	九州	佐賀県	29,435
		長崎県	37,444
		熊本県	39,955
		大分県	40,598
		宮崎県	45,158
		鹿児島県	32,266
	沖縄県		—
	交雑種		10,292
	乳用種		43,010

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

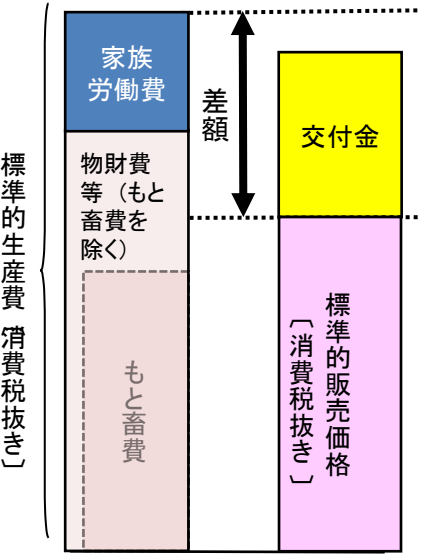
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年11月支払分:9月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	49,523
	東北	青森県 31,162
		岩手県 2,516
		宮城県 42,952
		秋田県 13,735
		山形県 -
		福島県 18,635
	関東	茨城県 50,626
		栃木県 35,042
		群馬県 47,972
		埼玉県 46,299
		千葉県 30,956
		東京都 31,265
		神奈川県 50,626
		山梨県 73,365
		長野県 57,550
		静岡県 49,389

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 -
		富山県 ☆ -
		石川県 ☆ -
		福井県 -
		岐阜県 ☆ -
	東海	愛知県 14,360
		三重県 -
		滋賀県 -
	近畿	京都府 -
		大阪府 -
		兵庫県 -
		奈良県 -
		和歌山県 -
	中国	鳥取県 49,878
		島根県 49,997
		岡山県 15,668
		広島県 50,812
	山口県	41,761

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 -
		香川県 8,004
		愛媛県 -
		高知県 -
		福岡県 29,939
	九州	佐賀県 17,534
		長崎県 35,762
		熊本県 38,784
		大分県 38,318
		宮崎県 49,557
		鹿児島県 40,251
	沖縄県	-
	交雑種	21,558
	乳用種	40,459

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

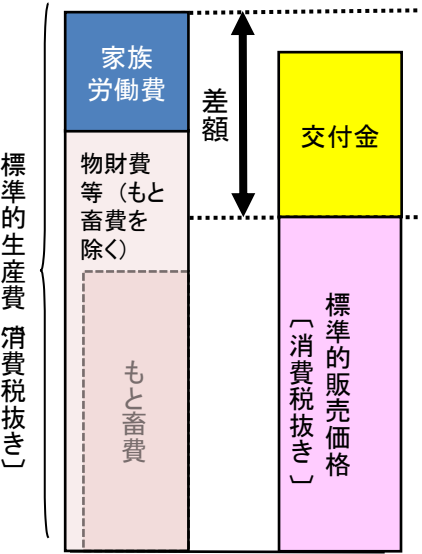
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年10月支払分:8月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	75,893
		75,893
		75,893
		75,893
		75,893
		75,893
	東北	68,237
		68,237
		39,591
		80,027
		50,810
		34,872
	関東	55,711
		84,560
		68,977
		81,906
		80,233
		64,891
	中国	65,200
		84,560
		107,300
		91,484
		83,324
		83,324

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	—
		—
		—
		—
		—
		—
	東海	—
		66,953
		38,745
		—
		—
		—
	近畿	—
		—
		—
		4,014
		—
		—
	中国	59,237
		59,356
		25,027
		60,171
		51,120
		51,120

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	19,684
		香川県	33,062
		愛媛県	8,130
		高知県	—
	九州	福岡県	45,565
		佐賀県	33,160
		長崎県	51,387
		熊本県	54,410
		大分県	53,944
		宮崎県	65,183
		鹿児島県	55,877
	沖縄県		—
	交雑種		
乳用種			44,453

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

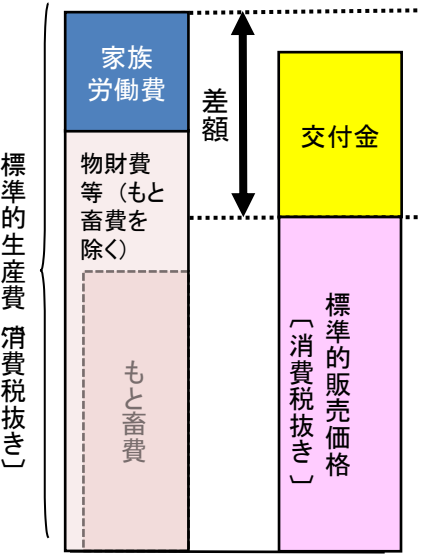
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年9月支払分:7月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		6,802
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	11,051
		長野県	—
静岡県	—		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	2,622
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

円／頭

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—
	交雑種		34,163
乳用種		38,372	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

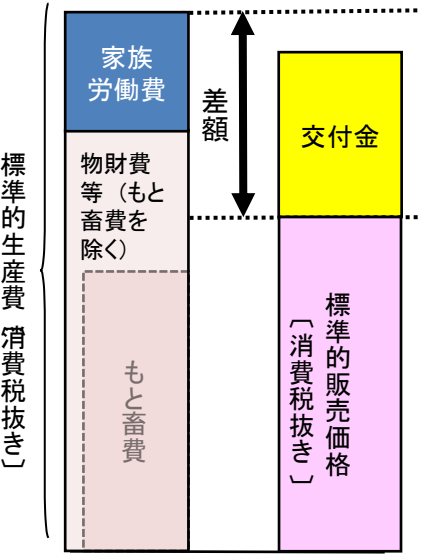
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年8月支払分:6月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		—
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
静岡県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—

交雑種	30,939
乳用種	43,892

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

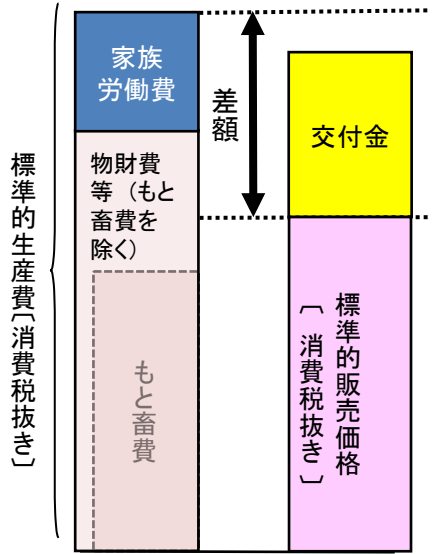
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年7月支払分:5月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	東北	北海道	—
		青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
		茨城県	—
	関東	栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—

交雑種	—
乳用種	42,265

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

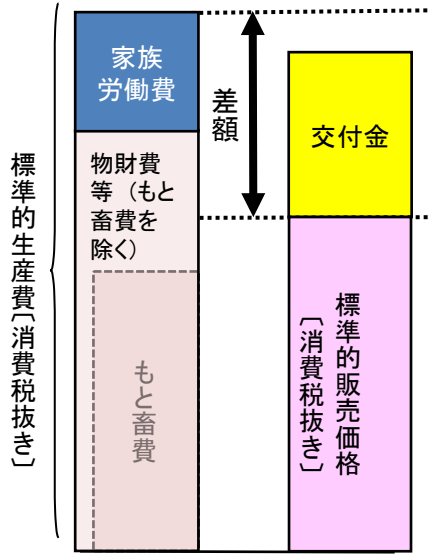
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年6月支払分:4月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		—
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
静岡県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
	中国	和歌山県	—
		鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
	山口県	—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—

交雑種	—
乳用種	39,903

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒